
有料職業紹介業務運営に関する規定

1. 求人

1. 当社は、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反している場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、これら以外の方法により、事前に当該事項を明示してください。

2. 求職

1. 当社は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3. 紹介

1. 求職者には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力します。
2. 求人者には、そのご希望に適合する求職者をご紹介できるよう努力します。
3. 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面又は電子メールの使用により明示します。
4. 求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状、推薦状を発行しますから、その書類を持参して求人者へ行っていただきます。
5. 就職が決定した際には、求人者または関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

4. その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。苦情処理の担当責任者は 職

業紹介責任者 福田兼児 とします。

2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときも、同様に報告をしてください。
3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱い、取り扱いの要望、疑義に関する依頼に関しても誠実に対応します。
4. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な扱いは一切致しません。
5. 当社の取り扱い職種の範囲等は、全職種、全国 です。
6. 当社の業務の運営に関する規定は、以上の通りであります。当社の業務は全て職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくお尋ねください。

2020年3月10日

株式会社レップワン
代表取締役 福田兼児